

「航空機騒音に係る環境基準の改正について」  
(騒音評価手法等専門委員会報告案)に関する意見の募集について(お知らせ)

平成 19 年 5 月 17 日 (木)  
環境省水・大気環境局大気生活環境室  
(直通 03-5521-8299)  
(代表 03-3581-3351)  
室長 内藤 克彦 (内線 6540)  
補佐 山下 雄二 (内線 6543)  
担当 田中・村橋 (内線 6546)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会は、航空機騒音に係る環境基準の改正について報告案を取りまとめました。

この度、本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成 19 年 5 月 17 日(木)から平成 19 年 6 月 15 日(金)まで、パブリックコメントを募集いたします。

## 記

### 経緯

航空機騒音に係る環境基準は、昭和 48 年に設定され、環境基準達成に向け、航空機騒音低減対策がとられてきました。しかしながら、近年、騒音測定機器の進歩、国際動向等から、航空機騒音に係る環境基準の評価指標を見直す必要が生じました。

このため、環境大臣は、平成 19 年 3 月 1 日付けで「航空機騒音に係る環境基準の改正について」を中央環境審議会に諮問しました。この諮問は同審議会騒音振動部会に付議され、同部会に設置された騒音評価手法等専門委員会(委員長:橋秀樹 千葉工業大学教授)において審議されました。

その結果、この度、「航空機騒音に係る環境基準の改正について」(騒音評価手法等専門委員会報告案)が取りまとめられましたので、本報告案について広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、パブリックコメントを募集致します。御意見のある方は[御意見募集要項]に沿って御提出ください。

なお、本パブリックコメントの募集は、行政手続法第 40 条第 2 項の規定に基づき、同法第 39 条の意見公募手続に準じた手続きに該当するものです。

参考:「航空機騒音に係る環境基準について」(環境省告示)は、環境基本法第 16 条により定められているものです。

### 添付資料

- ・ 御意見募集要項
- ・ 航空機騒音に係る環境基準の改正について(騒音評価手法等専門委員会報告案)